

令和2年6月

東京都外在住の保護者各位

松蔭高等学校

「奨学給付金制度」についてのお知らせ

(東京都外に在住の方向け)

奨学給付金制度は、お子様が私立高等学校等に在学している保護者に対し、授業料以外の教育費の負担を軽減する返済不要の給付金制度です。

「就学支援金」や「授業料軽減助成金」とは別の制度で、対象となる都内在住の保護者の方は毎年「東京都私学財団」へ直接申請することとなりますが、東京都以外に在住の保護者については、お子様が都内の私立高等学校等に在学していても、保護者が在住する道府県から給付されることになるため、制度の詳しい内容や申請期間は道府県により異なっています。

つきましては、保護者のご住所が東京都以外の場合は、下記記載の居住地の道府県担当部署にお問い合わせをいただきますよう、お願いいたします。なお、神奈川県在住の方で、今年度については新入生を対象とした一部早期給付の制度があるようですので、詳しくは担当部署にお問い合わせください。

同封したカラーちらしの裏面にも問い合わせ先が掲載されていますので併せてご覧ください。

文部科学省ホームページ「高校生等奨学給付金のお問い合わせ先一覧」

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)

なお、ご不明な点については、奨学給付金担当：田澤または深田までお問い合わせください。

電話 03-3467-1511